

第2期中期目標の策定について

1 中期目標について

中期目標は、地方独立行政法人法に基づき、設立団体である長岡市が公立大学法人長岡造形大学に指示する目標である。

第1期中期目標の期間は平成26年度から平成31年度までの6年間であり、今年度が最終年度であることから、令和2年度から令和7年度までの第2期中期目標について検討を始める。

2 期間

令和2年度から令和7年度まで（6年間）

3 第2期中期目標の概要

資料2「第2期中期目標のポイント」参照

4 策定スケジュール（予定）

時期	中期目標	中期計画
5月	評価委員会で素案審議	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・議会で素案概要説明 ・パブリックコメント実施 ・評価委員会で原案審議 ・法人に意見照会 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・法人からの照会結果報告 ・評価委員会で最終案審議 →市長へ意見 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・議会へ提案、議決 ・法人へ中期目標指示 	
1月		<ul style="list-style-type: none"> ・法人が市へ提出（認可申請） ・評価委員会で審議 →市長へ意見提出
2月		市が中期計画認可

【参考】地方独立行政法人法（関係部分の抜粋）

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期目標等の特例）

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 （略）